

青森労働局からのお知らせ

令和5年2月6日

青森県特定(産業別)最低賃金改定のお知らせ

審議継続となっていた青森県各種商品小売業最低賃金が改定されます。改定後の青森県特定(産業別)最低賃金の金額等は次のとおりです。

- ① 鉄鋼業 時間額 958円 【効力発生日】令和4年12月21日
- ② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
時間額 888円 【効力発生日】令和4年12月21日
- ③ 各種商品小売業 時間額 882円 【効力発生日】令和5年2月19日
- ④ 自動車小売業 時間額 919円 【効力発生日】令和4年12月21日

☆ 業務改善助成金については、

「業務改善助成金コールセンター」(電話番号:0120-366-440)へ

☆ 中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げに向けた支援策、その他相談については、

「青森働き方改革推進支援センター」(電話番号:0800-800-1830)へ

詳しくは、青森労働局ホームページからもご覧になれます。

URLはこちら

URL : <https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/home.html>

お問い合わせ先:労働基準部賃金室 <電話番号>017-734-4114

人材開発支援助成金

「人への投資促進コース」「事業展開等リスクリング支援コース」のご案内

[継続掲載]

事業主等が雇用する労働者に職務に関連した訓練計画に沿って訓練を実施した場合、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する人材開発支援助成金という助成制度があり、令和4年4月に「人への投資促進コース」が創設されました。

当該コースには「IT分野未経験者の即戦力化のための訓練」「デジタル分野など高度人材の育成のための訓練」「定額制の研修サービスによる訓練」など、企業のイノベーションの促進や事業運営に資する人材育成を行う事業主に対する助成メニューや、「労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する」「働きながら訓練を受講するための休暇制度や短時間勤務等制度を導入する」など、労働者の自発的な職業能力開発を促進する事業主に対する助成メニューがあります。なお、令和4年12月に制度見直しにより助成率が上がりました。

また、令和4年12月から、新規事業の立ち上げ等の事業展開に伴う人材育成や、デジタル・グリーン化に対応した人材の育成に取り組む事業主に対する助成として「事業展開等リスクリング支援コース」が創設されました。

詳しくは、厚生労働省の人材開発支援助成金のページをご覧ください。

URLはこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

お問い合わせ先：職業安定部職業対策課 <電話番号>017-721-2003

関係資料：リーフレット（別添1～3）